

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を与えうることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

滋賀県知事

公表日

令和8年2月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務
②事務の概要	<p>【概要】 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、同法で定める者に対して、指定難病の認定・各種変更等の事務を行う。</p> <p>【具体的内容】 新規・更新申請及び変更届の内容により審査を行う。 ・世帯全員の住民票により対象患者、同一医療保険加入者の居住地の確認。 ・対象患者の属する世帯の課税額等により、自己負担額の階層区分を決定。 （調査項目：市町村民税額、生活保護認定状況、年収等） 認定者に対し、自己負担額、高額療養費適用区分を記載した受給者証を交付。</p>
③システムの名称	中間サーバー、統合宛名システム、指定難病・小児慢性特定疾病管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
難病医療費受給者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項(利用範囲)別表 項番131</p> <p>関連省令: 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府令・総務省令第五号) 該当条項: 第71条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 別表131項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日) 第五十九条の三 第四項 【情報提供の根拠】26、56の2、87の項 【情報照会の根拠】119の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康医療福祉部健康しが推進課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総合企画部県民活動生活課県民情報室 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3121 健康医療福祉部健康しが推進課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁舎新館2階 電話番号 077-528-3547
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁舎新館2階 健康医療福祉部健康しが推進課(077-528-3547)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 [1万人以上10万人未満]
いつ時点の計数か	令和8年1月29日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 [500人未満]
いつ時点の計数か	令和8年1月29日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし [発生なし]

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っているため。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	宛名システムや業務システムにおいて、記録されている特定個人情報のうち、業務上必要がない特定個人情報にアクセスできないようにしているため。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	5.評価実施機関における担当部署②所属長	市川 忠稔	丸山 英明	事後	
平成30年5月31日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携①実施の有無	実施する	未定	事後	
平成30年5月31日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 (情報提供の根拠): 26、56の2、87の項 (情報照会の根拠): 120の項	番号法第19条第7号 別表第二 (情報提供の根拠): 26、56の2、87の項 (情報照会の根拠): 120の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日) 第五十九条の三 第四項	事後	
平成30年5月31日	3.個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一 98項	番号法第9条第1項 別表第一 98項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日) 第七十一条	事後	
平成31年4月1日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 (情報提供の根拠): 26、56の2、87の項 (情報照会の根拠): 120の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日) 第五十九条の三 第四項	番号法第19条第7号 別表第二 (情報提供の根拠): 26、56の2、87の項 (情報照会の根拠): 119の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日) 第五十九条の三 第四項	事後	
平成31年4月1日	3.個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一 98項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日) 第七十一条	番号法第9条第1項 別表第一 97項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日) 第七十一条	事後	
平成31年4月1日	5.評価実施機関における担当部署	①健康医療福祉部障害福祉課 ②丸山 英明	①健康医療福祉部健康寿命推進課 ②課長	事前	
平成31年4月1日	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	県民生活部県民活動生活課県民情報室 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3121 健康医療福祉部障害福祉課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁舎新館2階 電話番号 077-528-3547	総合企画部県民活動生活課県民情報室 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3121 健康医療福祉部健康寿命推進課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁舎新館3階 電話番号 077-528-3547	事前	
平成31年4月1日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁舎新館2階 健康医療福祉部障害福祉課(077-528-3547)	〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁舎新館3階 健康医療福祉部健康寿命推進課(077-528-3547)	事前	
平成31年4月1日	IV リスク対策 1.提出する個人情報保護評価書の種類	—	基礎項目評価書	事後	様式の変更による。
平成31年4月1日	IV リスク対策 2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークを通じて入手を除く。)目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	様式の変更による。
平成31年4月1日	IV リスク対策 3.特定個人情報の使用 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	様式の変更による。
平成31年4月1日	IV リスク対策 3.特定個人情報の使用 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	様式の変更による。
平成31年4月1日	IV リスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	様式の変更による。
平成31年4月1日	IV リスク対策 5.特定個人情報ファイルの提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じて提供を除く。)委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	—	提供・移転しない	事後	様式の変更による。
平成31年4月1日	IV リスク対策 6.情報提供 ネットワークシステムとの接続目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	様式の変更による。
平成31年4月1日	IV リスク対策 6.情報提供 ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	様式の変更による。
平成31年4月1日	IV リスク対策 7.特定個人情報の保管・消去	—	十分である	事後	様式の変更による。
平成31年4月1日	IV リスク対策 8.監査	—	自己点検	事後	様式の変更による。
平成31年4月1日	IV リスク対策 9.従業者に対する教育・啓発	—	十分に行っている	事後	様式の変更による。
平成31年4月1日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携①実施の有無	未定	実施する	事前	
令和3年3月19日	3.個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一 97の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日) 第七十一条	番号法第9条第1項 別表第一 98の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日) 第七十一条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月19日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務①システムの名称	指定難病管理システム	指定難病・小児慢性特定疾病管理システム	事後	システム名変更による
令和3年3月19日	II しきい値判断項目1. 対象人数	平成28年3月31日 時点	令和2年3月31日 時点	事後	時点修正
令和3年3月19日	II しきい値判断項目2. 取扱者数	平成28年3月31日 時点	令和2年3月31日 時点	事後	時点修正
令和3年9月9日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 (情報提供の根拠): 26、56の2、87の項 (情報照会の根拠): 119の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日) 第五十九条の三 第四項	番号法第19条第8号 別表第二 (情報提供の根拠): 26、56の2、87の項 (情報照会の根拠): 120の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日) 第五十九条の三 第四項	事後	法律の改正による
令和8年1月29日	IV 8 人手を介在させる作業		十分である (判断の根拠) 申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っているため。	事前	
令和8年1月29日	IV 11 最も優先度が高いと考えられる対策		(最も優先度が高いと考えられる対策) 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 (当該対策は十分か) 十分である (判断の根拠) 宛名システムや業務システムにおいて、記録されている特定個人情報のうち、業務上必要がない特定個人情報にアクセスできないようにしているため。	事前	
令和8年1月29日	I 3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 98の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日) 第七十一条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項(利用範囲) 別表 項番131 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日) 第七十一条	事後	
令和8年1月29日	I 4 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 (情報提供の根拠): 26、56の2、87の項 (情報照会の根拠): 119の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日) 第五十九条の三 第四項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 別表131項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日) 第五十九条の三 第四項 【情報提供の根拠】26、56の2、87の項 【情報照会の根拠】119の項	事後	